

延 監 第 133 号

令和 4 年 3 月 11 日

令和 3 年度

# 行政 監 査 報 告 書

(準公金の取扱状況について)

延岡市監査委員



## 目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の目的	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査を実施した監査委員	1
第 7	監査執行上の除斥	1
第 8	監査の方法	2
第 9	監査の主な着眼点	2
第10	監査の結果	2
1	調査票による事前調査	2
(1)	事前調査の方法	2
(2)	事前調査の結果	2
2	書類審査及び実地調査	11
(1)	書類審査及び実地調査の方法	11
(2)	書類審査及び実地調査の結果	11
第11	まとめ	17
資料	準公金団体一覧表	18

(注) 文中及び表中の構成比 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入している。  
したがって、合計と内訳が一致しない場合がある。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

## 第2 監査のテーマ

準公金の取扱状況について

## 第3 監査の目的

本市においては、職務の関係上、任意団体等が保有する現金や預金等、いわゆる準公金を市職員が数多く取り扱っている。準公金は、市の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則の適用を受けないが、紛失・盗難等の事故や不正が発生した場合は、担当職員に加え市の管理責任も問われることになるため、公金と同様、適正な取扱いがなされなければならない。

県内における他の自治体では、令和3年中に、職員による準公金の横領事件が3件発生し、関係職員が懲戒免職等の重い処分を受けている。

本市における準公金の取扱いについては、平成30年2月に策定された延岡市準公金取扱指針（以下「取扱指針」という。）に沿って行うこととされているが、準公金の管理体制を把握・分析し、今後の適正な事務の執行及び事故等の未然防止に資することを目的として、本監査を実施するものである。

## 第4 監査の対象

令和3年8月1日現在で、準公金を取り扱っている課室

## 第5 監査の期間

令和3年9月6日から令和4年2月21日まで

## 第6 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 林 田 淳 子（令和3年12月17日まで）

監査委員 服 部 俊 明（令和3年12月18日から）

監査委員 上 杉 泰 洋

監査期間中、令和3年12月17日付で林田淳子監査委員が退任し、同年12月18日付で服部俊明監査委員が就任した。

## 第7 監査執行上の除斥

監査執行に当たり、野下監査委員は農林水産部に係る事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

## 第8 監査の方法

監査の対象課室に対し、準公金の取扱状況に関する事前調査を行い、調査票を集約した。また、抽出により選定した団体から関係書類の提出を求め、書類審査及び実地調査を行った。

## 第9 監査の主な着眼点

- 1 準公金は適正に保管されているか。
- 2 準公金の出納は適正に行われているか。
- 3 準公金に関する事故を防ぐための環境は整備されているか。
- 4 準公金を市職員が取り扱う必要があるか。

## 第10 監査の結果

### 1 調査票による事前調査

#### (1) 事前調査の方法

令和3年8月1日現在で、準公金を取り扱っている課室に対し、調査票を送付し回答を求めた。

#### (2) 事前調査の結果

提出された調査票を集約した結果、準公金団体を所管するのは15部局等で、所管課室数は45課室、準公金団体数は127団体である。

部局等別の所管課室数及び準公金団体数については、次表のとおりである。

部局等	所管課室	団体
企画部	3	14
総務部	4	5
市民環境部	3	3
健康福祉部	2	2
農林水産部	4	21
商工観光部	3	10
都市建設部	4	10
北方総合支所	2	7
北浦総合支所	2	7
北川総合支所	3	11
消防本部	3	5
教育委員会	9	24
議会事務局	1	6
選挙管理委員会事務局	1	1
農業委員会事務局	1	1
合計	45	127

## ア 団体の設立経過年数

団体の設立経過年数は、「30年以上」が46団体（36.2%）で最も多く、次に「10年以上20年未満」が29団体（22.8%）となっている。

区 分	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	合 計
団体数	18	11	29	23	46	127
構成比	14.2%	8.7%	22.8%	18.1%	36.2%	100.0%

## イ 団体の設置目的

団体の設置目的は、「関係団体との連絡・調整・連携事業」が35団体（27.6%）で最も多く、次に「イベント事業」が29団体（22.8%）となっている。

区 分	団体数	構成比
関係団体との連絡・調整・連携事業	35	27.6%
イベント事業	29	22.8%
地域・住民との連絡・調整・連携事業	13	10.2%
自治体間の連絡・調整・連携事業	12	9.4%
調査・研究・研修事業	9	7.1%
その他	29	22.8%
合 計	127	100.0%

## ウ 団体の代表者

団体の代表者は、「市特別職（市長、副市長、教育長等）」が35団体（27.6%）、「市職員（部課長）」が14団体（11.0%）となっている。

区 分	市特別職	市職員	その他	合 計
団体数	35	14	78	127
構成比	27.6%	11.0%	61.4%	100.0%

## エ 団体の事務に従事する市職員数

団体の事務に従事する市職員数は、「3人」が47団体（37.0%）で最も多く、次に「2人」が23団体（18.1%）となっている。

区 分	1人	2人	3人	4人	5人以上	合 計
団体数	22	23	47	15	20	127
構成比	17.3%	18.1%	37.0%	11.8%	15.7%	100.0%

## オ 団体の令和2年度決算状況

### (7) 令和2年度収入額

団体の令和2年度決算における収入額の合計は約3億5,621万円で、「10万円以上100万円未満」が48団体(40.3%)で最も多く、次に「100万円以上500万円未満」が38団体(31.9%)となっており、この2区分で全体の72.2%を占めている。「1,000万円以上」は11団体(9.2%)あった。

区 分	10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円 以上	合 計
団体数	21	48	38	1	11	119
構成比	17.6%	40.3%	31.9%	0.8%	9.2%	100.0%

※団体数の合計が119団体となる理由(以下(イ)(ウ)についても同じ)

- ・令和3年度に設立された5団体(Out of KidZania inのべおか実行委員会等)は含まない。
- ・延岡市肉用牛各種品評会運営協議会(延岡・北方・北浦・北川)の4団体は、農業畜産課が三北分の収支を集約しているため1団体とする。

### (イ) 令和2年度支出額

団体の令和2年度決算における支出額の合計は約2億7,522万円で、「10万円未満」が49団体(41.2%)で最も多く、次に「10万円以上100万円未満」が42団体(35.3%)となっており、この2区分で全体の76.5%を占めている。「1,000万円以上」は9団体(7.6%)あった。

区 分	10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円 以上	合 計
団体数	49	42	16	3	9	119
構成比	41.2%	35.3%	13.4%	2.5%	7.6%	100.0%

※新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等の事業が中止となり、通常年度よりも支出額が少ない団体があった。

### (ウ) 翌年度への繰越額

団体の令和2年度決算における翌年度への繰越額の合計は約6,772万円で、「10万円未満」が48団体(40.3%)で最も多く、次に「10万円以上100万円未満」が35団体(29.4%)となっており、この2区分で全体の69.7%を占めている。翌年度への繰越しがない団体は21団体(17.6%)である一方、「500万円以上」の繰越しがある団体は2団体(1.7%)あった。

区 分	0円	10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上	合 計
団体数	21	48	35	13	2	119
構成比	17.6%	40.3%	29.4%	10.9%	1.7%	100.0%

#### カ 団体の令和3年度予算状況（収入額）

団体の令和3年度予算における収入額の合計は約4億7,647万円で、「10万円以上100万円未満」が47団体（37.9%）で最も多く、次に「100万円以上500万円未満」が43団体（34.7%）となっており、この2区分で全体の72.6%を占めている。「1,000万円以上」は11団体（8.9%）あった。

区 分	10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円 以上	合 計
団体数	20	47	43	3	11	124
構成比	16.1%	37.9%	34.7%	2.4%	8.9%	100.0%

※団体数の合計が124団体となる理由

- ・延岡市肉用牛各種品評会運営協議会（延岡・北方・北浦・北川）の4団体は、農業畜産課が三北分の収支を集約しているため1団体とする。

#### キ 団体の規約・会則等の整備状況

団体の規約・会則は123団体（96.9%）で整備されていたが、4団体（3.1%）で整備されていなかった。また、経理規程は30団体（23.6%）で整備されていたが、97団体（76.4%）で整備されていなかった。

区 分	規約・会則			経理規程		
	有	無	合 計	有	無	合 計
団体数	123	4	127	30	97	127
構成比	96.9%	3.1%	100.0%	23.6%	76.4%	100.0%

#### ク 団体の監事の設置状況

団体の監事は115団体（90.6%）で設置されていたが、12団体（9.4%）で設置されていなかった。

監事による監査が行われることにより、会計事務に対する適正性や透明性が確保されることから、監事が設置されていない団体においては、設置に向けて検討していただきたい。

区 分	有	無	合 計
団体数	115	12	127
構成比	90.6%	9.4%	100.0%

## ケ 団体の会計事務の状況

### (7) 通帳の管理状況

通帳は 127 団体全てにおいて保有していた。

通帳の管理者は、「担当者」が 59 団体 (46.5%) で最も多く、次に「課室長」が 45 団体 (35.4%)、係長が 23 団体 (18.1%) となっている。

通帳の保管場所で最も多かったのは、業務中・業務後ともに「各課室金庫」で、業務中が 68 団体 (53.5%)、業務後が 52 団体 (40.9%) あった。次に「キャビネット (施錠有)」で、業務中・業務後ともに 37 団体 (29.1%) となっている。

また、「机の引出し (施錠有)」で保管している団体が、業務中で 19 団体 (15.0%)、業務後で 16 団体 (12.6%) あり、窓口カウンターの下で保管している団体が、業務中で 1 団体 (0.8%) あった。

通帳の管理については、より安全な保管環境とするため、施錠できるキャビネット (ファイリングキャビネット以外) 又は会計課管理の金庫で保管していただきたい。

#### <通帳の管理者>

区 分	課室長	係長	担当者	その他	合 計
団体数	45	23	59	0	127
構成比	35.4%	18.1%	46.5%	0.0%	100.0%

#### <通帳の保管場所>

区 分	業務中		業務後		
	団体数	構成比	団体数	構成比	
会計課金庫	2	1.6%	21	16.5%	
各課室金庫	68	53.5%	52	40.9%	
キャビネット	施錠有	37	29.1%	37	29.1%
	施錠無	0	0.0%	0	0.0%
机の引出し	施錠有	19	15.0%	16	12.6%
	施錠無	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	0.8%	1	0.8%	
合 計	127	100.0%	127	100.0%	

※その他の保管場所

- ・業務中：窓口カウンターの下 (通帳をバッグに入れて置く。)
- ・業務後：他課室管理の金庫

(イ) 口座届出印の管理状況

口座届出印の管理者は、「課室長」が 50 団体 (39.4%) で最も多く、次に「担当者」が 46 団体 (36.2%)、「係長」が 30 団体 (23.6%) となっている。「その他」の 1 団体 (0.8%) は、団体に所属する市職員以外が管理者となっている。

口座届出印の保管場所で最も多かったのは、業務中・業務後ともに「各課室金庫」で、業務中が 46 団体 (36.2%)、業務後が 45 団体 (35.4%) あった。次に「キャビネット (施錠有)」で、業務中が 32 団体 (25.2%)、業務後が 34 団体 (26.8%) となっている。

また、「机の引出し (施錠無)」で保管している団体が、業務中・業務後ともに 10 団体 (7.9%) あった。

口座届出印 (職員の個人印を除く。) の管理については、紛失や盗難等の事故を防止するため、施錠できるキャビネット (ファイリングキャビネット以外) で保管していただきたい。

<口座届出印の管理者>

区 分	課室長	係長	担当者	その他	合 計
団体数	50	30	46	1	127
構成比	39.4%	23.6%	36.2%	0.8%	100.0%

<口座届出印の保管場所>

区 分	業務中		業務後		
	団体数	構成比	団体数	構成比	
会計課金庫	0	0.0%	9	7.1%	
各課室金庫	46	36.2%	45	35.4%	
キャビネット	施錠有	32	25.2%	34	26.8%
	施錠無	0	0.0%	0	0.0%
机の引出し	施錠有	27	21.3%	27	21.3%
	施錠無	10	7.9%	10	7.9%
その他	12	9.4%	2	1.6%	
合 計	127	100.0%	127	100.0%	

※その他の保管場所

- ・業務中：キャビネットや机の上 (口座届出印を手提げ金庫に入れて置く。) 等
- ・業務後：書庫、他課室管理の金庫

#### (ウ) 現金の管理状況

現金を保有している団体は14団体あった。

現金の管理者は、「担当者」が11団体（78.6%）で最も多く、現金の保管場所でも多かったのは、業務中・業務後ともに「各課室金庫」で、業務中が10団体（71.4%）、業務後が9団体（64.3%）あった。

現金の管理については、収入や支払いの都度、金融機関へ入出金することとし、やむを得ず金庫等で保管する場合は、紛失や盗難等の事故を防止するため、必要最低限の金額及び期間となるよう留意していただきたい。

##### <現金の管理者>

区分	課室長	係長	担当者	その他	合計
団体数	2	1	11	0	14
構成比	14.3%	7.1%	78.6%	0.0%	100.0%

##### <現金の保管場所>

区分	業務中		業務後		
	団体数	構成比	団体数	構成比	
会計課金庫	0	0.0%	1	7.1%	
各課室金庫	10	71.4%	9	64.3%	
キャビネット	施錠有	3	21.4%	3	21.4%
	施錠無	0	0.0%	0	0.0%
机の引出し	施錠有	1	7.1%	1	7.1%
	施錠無	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	
合計	14	100.0%	14	100.0%	

#### (イ) キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードは、全ての団体で作成されていなかった。

取扱指針では、キャッシュカードは原則として作成しないと規定している。

#### (オ) 切手類の管理状況

切手類を保有している団体は12団体あった。

取扱指針では、切手類を保有する場合は受払簿を作成すると規定しており、12団体全てにおいて作成されていた。

#### (カ) 有価証券の管理状況

有価証券（商品券）を保有している団体は1団体あった。

(キ) 金銭出納簿の作成状況

金銭出納簿は124団体(97.6%)で作成されていたが、3団体(2.4%)で作成されていなかった。作成していない団体は、通帳により収支状況を管理していたが、金銭出納簿は、現金や通帳残高との照合に必要な不可欠な書類であることから、作成することが望ましい。

区 分	作成している	作成していない	合 計
団体数	124	3	127
構成比	97.6%	2.4%	100.0%

(ク) 収入・支出調書の作成状況

収入調書は112団体(88.2%)で作成されていたが、15団体(11.8%)で作成されていなかった。また、支出調書は124団体(97.6%)で作成されていたが、3団体(2.4%)で作成されていなかった。

出納事務において、収入・支出調書は、複数の職員による審査の視点が入ることが事故の防止につながることから、収入や支払いの都度、作成することが望ましい。

区 分	収入調書			支出調書		
	作成している	作成していない	合 計	作成している	作成していない	合 計
団体数	112	15	127	124	3	127
構成比	88.2%	11.8%	100.0%	97.6%	2.4%	100.0%

## コ 市職員が準公金を取り扱う必要性

市職員が準公金を取り扱う必要性について「今後も市職員が取り扱う必要性がある」と回答したのは110団体（86.6%）あった。

また、「市職員が取り扱う必要性はないので、廃止を決定済」と回答したのは1団体（0.8%）、「市職員が取り扱う必要性について、継続・廃止を検討中」と回答したのは12団体（9.4%）あった。

団体の事務局を市職員が担うことについては、現金等を管理するリスクだけでなく、本来の業務への影響も考慮する必要がある。団体の事務局を市職員が担う必要性が乏しくなっているものや、団体の活動が休眠状態にあるものについては、関係者（団体の長等）と協議し、事務局の移行又は取扱いの廃止を随時検証していただきたい。

区 分	団体数	構成比
今後も市職員が取り扱う必要性がある	110	86.6%
市職員が取り扱う必要性はないので、廃止を決定済	1	0.8%
市職員が取り扱う必要性について、継続・廃止を検討中	12	9.4%
その他	4	3.1%
合 計	127	100.0%

※その他：令和5年度から他県が取扱いを担当する予定、令和3年度に団体を解散する予定等

## 2 書類審査及び実地調査

### (1) 書類審査及び実地調査の方法

全ての準公金団体 127 団体のうち、抽出により選定した 80 団体に対し、書類審査及び実地調査を行った。それ以外の 47 団体については、令和 2 年度及び 3 年度に実施した定期監査（補助金等の交付に関する事務）において監査済みであり、各課室に対し、講評を行ったところである。

書類審査では、団体が保有する収支決算書、金銭出納簿、通帳、収入・支出調書及び領収書等の会計書類の提出を求め内容を審査した。原則として令和 2 年度分を審査の対象としたが、令和 3 年度に設立された団体については、令和 3 年度分を対象とした。

また、実地調査では、監査委員事務局職員が各課室を訪問し、通帳、口座届出印、現金等の保管場所を確認するとともに、担当職員に対し、準公金の取扱状況についてヒアリングを行った。

※書類審査及び実地調査の実施団体については、「資料 準公金団体一覧表」を参照。

### (2) 書類審査及び実地調査の結果

各項目ごとの結果については、次のとおりである。

#### <書類審査>

##### ア 一人の担当者が複数の準公金を取り扱っていないか。

取扱指針では、一人の担当者が複数の準公金を取り扱わないと規定しているが、複数取り扱っている団体が 35 団体（43.8%）あった。その主な理由として、課室員の人数が少なく代わりの職員がいないことや、一つの課室で取り扱う準公金の数が多いことが挙げられる。

しかし、他の自治体の準公金の事故においては、複数の準公金を一人の担当者が取り扱っていたことにより事故の発覚が遅れたり、金額が大きくなったりしている。原則として一人の担当者が複数の準公金を取り扱うことがないように見直していただきたい。

区 分	適正である	適正でない	合 計
団体数	45	35	80
構成比	56.3%	43.8%	100.0%

**イ 公金の予算担当者と準公金担当者は別の職員としているか。**

取扱指針では、公金の予算担当者と準公金担当者は別の職員とすると規定しているが、同一となっている団体が 16 団体 (20.0%) あった。その主な理由として、課室員の人数が少なく、業務の分担上他の職員に担当させることが難しいことが挙げられる。

公金を支出する立場と支出された公金を預かる立場の職員が同一である場合、事故の発覚が遅れることがある。原則として予算担当者（補助金等を支出する立場の職員）と補助金を受ける団体の準公金を取り扱う職員は、別の職員とするよう見直していただきたい。

区 分	適正である	適正でない	合 計
団体数	64	16	80
構成比	80.0%	20.0%	100.0%

**ウ 現金を入出金する際の払戻伝票等の作成は、複数の職員が関与しているか。**

また、現金を通帳から引き出す場合、担当者が払戻伝票を作成し、課室長（不在の場合は代決者）が口座届出印を押印しているか。

取扱指針では、現金を通帳から入出金する際の払戻伝票等の作成は、複数の職員が関与すると規定しているが、払戻伝票の作成及び口座届出印の押印を同一の職員が行っている団体が 24 団体 (30.0%) あった。

他の自治体の準公金の事故においては、担当職員以外の者のチェックが全く行われていないことが事故の発生につながっている。現金を通帳から引き出す場合は、原則として担当者が払戻伝票を作成し、口座届出印の押印は必ず課室長（不在の場合は代決者）が行うことを徹底していただきたい。

区 分	適正である	適正でない	該当無	合 計
団体数	53	24	3	80
構成比	66.3%	30.0%	3.8%	100.0%

※該当無：入出金がなく払戻伝票等を作成していない場合等

**エ 収入や支払いの都度、収入・支出調書を作成し、課室長等の決裁を受けているか。**

取扱指針では、収入や支払いの都度、収入・支出調書を作成すると規定しているが、約1か月分の収入をまとめて収入調書を作成しているものや、通帳から現金を引き出した後に支出調書を作成し決裁を受けているものなど、不適切な事務処理を行っている団体が5団体（6.3%）あった。

出納事務においては、複数の職員による審査の視点が入ることが事故の防止につながるので、原則として収入や支払いの都度、収入・支出調書を作成し課室長の決裁を受けるよう改善していただきたい。

区 分	適正である	適正でない	該当無	合 計
団体数	71	5	4	80
構成比	88.8%	6.3%	5.0%	100.0%

※該当無：入出金がなく収入・支出調書を作成していない場合等

**オ 納品書・請求書・領収書等の関係書類は適正に保存されているか。**

取扱指針では、納品書・請求書・領収書等の関係書類は、支出調書の裏面に貼付するか、又は添付すると規定しているが、領収書が添付されていない団体が2団体（2.5%）あった。

領収書は金銭の受領を証明するための重要な書類であるので、金銭の支払い時には必ず領収書を発行してもらい、証拠書類として適正に保存していただきたい。

区 分	適正である	適正でない	該当無	合 計
団体数	74	2	4	80
構成比	92.5%	2.5%	5.0%	100.0%

※該当無：入出金がなく領収書等がない場合等

**カ 金銭出納簿、通帳、収支決算書等の金額は、それぞれ一致しているか。**

金銭出納簿及び収支決算書の記載方法を一部誤っていた団体が1団体（1.3%）あった。今後は適正な事務処理を行っていただきたい。

区 分	適正である	適正でない	該当無	合 計
団体数	77	1	2	80
構成比	96.3%	1.3%	2.5%	100.0%

※該当無：入出金がなく金銭出納簿を作成していない場合等

<実地調査>

◇現金・通帳等の管理状況（業務中）

ア 現金・通帳等は堅固で施錠可能な安全な場所で保管しているか。

また、現金が机上に放置されたままになっていないか。

取扱指針では、現金・通帳は堅固な金庫等施錠できる安全な場所で保管すると規定しているが、通帳を機の引出し（施錠の有無を問わず）で保管している団体や、通帳及び口座届出印を小型の手提げ金庫に入れ、それをキャビネットの上に置いて誰でも使用できる状態となっている団体があった。

通帳及び口座届出印（職員の個人印を除く。）の管理については、より安全な保管環境とするために、施錠できるキャビネット（ファイリングキャビネット以外）で保管していただきたい。

また、事業所に後日支払うための現金を、担当職員の機の引出し（施錠無）で保管していた団体があった。事故の防止のため、今後は課室の金庫で保管するなど管理を徹底していただきたい。

切手類は、施錠できる各課室金庫等の適正な場所で保管されていた。しかし、受払簿の残枚数と現物の枚数が一致しない団体があった。毎月末に複数人で残枚数を確認するなど対策を講じていただきたい。

区 分	通 帳		口座届出印		現 金		切手類		
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	
会計課金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
各課室金庫	30	38.0%	24	30.4%	4	57.1%	6	85.7%	
キャビネット	施錠有	40	50.6%	29	36.7%	2	28.6%	0	0.0%
	施錠無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
機の引出し	施錠有	8	10.1%	18	22.8%	0	0.0%	1	14.3%
	施錠無	0	0.0%	4	5.1%	1	14.3%	0	0.0%
その他	1	1.3%	4	5.1%	0	0.0%	0	0.0%	
合 計	79	100.0%	79	100.0%	7	100.0%	7	100.0%	

※通帳及び口座届出印の団体数が79団体となる理由

- ・延岡市文化連盟北方支部の会計事務が、令和3年度中に教育委員会北方分室から団体へ移行し、実地調査日現在では、通帳及び口座届出印を返還していたため。

※その他の保管場所

- ・通帳 : キャビネットの上（通帳を手提げ金庫に入れて置く。）
- ・口座届出印：キャビネットの上（口座届出印を手提げ金庫に入れて置く。）

◇準公金の事務取扱状況（担当職員へのヒアリング）

ア 準公金の事務担当年数は何年目になるか。

取扱指針では、準公金の担当者は3年以上同一の者としないと規定しているが、3年目の職員がいる団体が13団体（16.3%）、4年目以上の職員がいる団体が11団体（13.8%）あった。

定期的に他の職員の視点が入ることが事故の防止につながるので、課室員の人数や人事異動との関係上やむを得ない場合を除き、一つの準公金の担当職員は2年間担当した後は、他の職員に担当を代わるようにしていただきたい。

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目以上	合 計
団体数	32	24	13	11	80
構成比	40.0%	30.0%	16.3%	13.8%	100.0%

イ 団体（市職員以外）との連絡・調整は積極的に行っているか。

担当職員へのヒアリングを行った結果、団体（市職員以外）との連絡・調整は積極的に行われているものと認められた。

区 分	適正である	適正でない	該当無	合 計
団体数	76	0	4	80
構成比	95.0%	0.0%	5.0%	100.0%

※該当無：団体に市職員以外の構成員がない場合等

ウ 金銭出納簿は各課室共有ドライブで管理し、誰もが確認できる状態か。

取扱指針では、金銭出納簿は、各課室共有ドライブで課室員の誰もが確認できる状態にすると規定しているが、担当職員のパソコン本体に保存するなど、適正に管理されていない団体が6団体（7.5%）あった。

他の職員の監視の目が入る環境をつくることが事故の防止につながるので、準公金の取扱担当者は、金銭出納簿のデータを課室員がいつでも確認できる各課室共有ドライブで管理するよう改善していただきたい。

区 分	適正である	適正でない	該当無	合 計
団体数	72	6	2	80
構成比	90.0%	7.5%	2.5%	100.0%

※該当無：入出金がなく金銭出納簿を作成していない場合等

## エ 取扱指針の存在及びその内容を知っているか。

本市の取扱指針があることは知っているが読んだことがない職員や、読んだことはあるが十分な理解ができていない職員が見受けられた。

取扱指針は、本市の準公金を取り扱う上で統一的なルールを定めたものなので、職員はその内容を十分に理解した上で、適正な取扱業務に当たっていただきたい。

区 分	適正である	適正でない	合 計
団体数	74	6	80
構成比	92.5%	7.5%	100.0%

## ◇通帳と金銭出納簿の照合状況（全課共通ドライブでの確認）

取扱指針では、毎月の初日に、課室長が準公金の通帳と金銭出納簿の照合を行い、支出状況等を確認した上で、準公金出納状況確認表に「確認済」を入力すると規定しているが、この確認表に入力がされておらず、準公金の照合作業が行われたかどうか不明な課室が見受けられる。

このことについては、令和3年12月9日付総務課事務連絡において、各課室に対し、遺漏なく入力するよう通知されているところであるが、依然として改善されていない状況である。

準公金の事故を防止するためには、課室長が準公金の出納状況を定期的にチェックすることが重要であるので、今後は遺漏のないよう照合作業を徹底していただきたい。

## 第11 まとめ

本市の準公金取扱指針が平成30年2月に策定されてから、約4年が経過した。

今回の全庁的な監査の結果、一部の団体において、「通帳及び口座届出印等が適切に管理されていないもの」や、「払戻伝票への押印を課室長ではなく担当職員が行っているもの」、「収入・支出調書や金銭出納簿の作成に不備があり会計事務が適正でないもの」など、取扱指針に沿わない不適切な事例が見受けられた。

また、今回書類審査及び実地調査の対象としなかった47団体については、令和2年度及び3年度の定期監査に併せて準公金の取扱状況を監査したところであるが、同様に不適切な事例が見受けられた。

今回、このような不適切な事例が見受けられた原因の一つに、取扱指針に定められた4つのルール（保有、保管、出納及び確認）が、職員に十分に浸透していないことが挙げられる。

準公金は、通帳で多額の現金を管理しており、中には年間1,000万円以上の現金を取り扱う団体も11団体あるが、市の歳入歳出現金である公金とは異なり、地方自治法や財務会計規則等の法令の適用がなく、入出金の手続も会計管理者の審査を通らずに課室内で完結してしまうため、紛失・盗難等の事故や不正が発生するリスクが非常に高い。県内及び全国の自治体では、毎年、準公金の着服等の不正が数多く発生している。仮に不正等が発生した場合は、関係職員は懲戒免職等の重い処分を受けるとともに、市の管理責任も問われ、自治体として市民の信頼を損なう結果となる。

本市では、45課室において127団体という多くの準公金を所管しているが、設立から20年以上経過している団体が5割近くを占めており、中には一人の職員が複数の準公金を取り扱っている課室も多く、本来の業務に支障が出ていないか懸念されるところである。

準公金の中には、団体の性質や設立の経緯等により、やむを得ず市職員が担わざるを得ないものもあると思うが、本来は当該団体自身を取り扱うことが基本である。団体の活動状況や、市との関係性、社会の状況等の変化に合わせ、各団体や事業の自立に向けた支援を検討するとともに、大きなリスクを抱える準公金を本市の職員が取り扱うことの必要性について、改めて定期的に検証されるよう要望するものである。

各課室においては、個別の項目で指摘した意見・要望を再確認するとともに、不適切な取扱いがあれば、速やかに対策を講じ、改善していただきたい。また、OJT等を活用し、取扱指針の4つのルールについて、職員一人一人が認識を深めるとともに、準公金は公金と同様に適正に取り扱わなければならないことを再認識して、実務に当たっていただきたい。

資料 準公金団体一覧表

No.	部局等	所管課室名	準公金団体名	書類審査・実地調査 (○が実施団体)
1	企画部	企画課	大学おうえん協議会	
2		企画課	Out of KidZania in のべおか実行委員会	○
3		企画課	延岡市桜植樹実行委員会	○
4		企画課	五ヶ瀬川ふるさと水回廊倶楽部	○
5		企画課	宮崎県北地方拠点都市地域整備推進協議会	○
6		地域・離島・交通政策課	「島業」推進協議会	
7		地域・離島・交通政策課	延岡市バス利用促進協議会	
8		地域・離島・交通政策課	延岡市交通遺児育成会	○
9		地域・離島・交通政策課	延岡市「めひかり交通安全」対策本部	
10		地域・離島・交通政策課	延岡市「めひかり交通安全」対策本部(めひかり交通安全事業)	○
11		地域・離島・交通政策課	延岡市「めひかり交通安全」対策本部(基金)	○
12		地域・離島・交通政策課	延岡市交通少年団	○
13		地域・離島・交通政策課	南延岡駅バリアフリー化促進期成会	○
14		人権推進課	延岡市人権啓発推進協議会	○
15	総務部	総務課	延岡市戦没者合同慰霊祭奉賛会	
16		総務課	叙勲・褒章祝賀会事務局	○
17		危機管理課	宮崎県防衛協会延岡市支部	○
18		職員課	延岡市職員厚生会	
19	市民税課	延岡地区市町村税協議会		
20	市民環境部	市民課	延岡地区戸籍住民基本台帳事務協議会	○
21		生活環境課	延岡市SATOYAMA保全推進会議	○
22		資源対策課	延岡・西臼杵地区4R推進協議会	○
23	健康福祉部	こども家庭課	延岡市献血推進協議会	○
24		健康長寿のまちづくり課	延岡市健康長寿推進市民会議	
25	農林水産部	総合農政課	祝子川利水調整協議会	○
26		総合農政課	沿海北部広域宮農団地農道整備事業促進協議会	
27		総合農政課	延岡地区広域農道促進協議会	
28		農業畜産課	延岡市花き振興会	
29		農業畜産課	延岡市農業用廃プラスチック適正処理推進対策協議会	
30		農業畜産課	延岡市自衛防疫推進協議会	
31		農業畜産課	延岡市肉用牛各種品評会運営協議会(延岡)	
32		農業畜産課	東臼杵養豚クラスター協議会	○
33		農業畜産課	延岡市農業労働力確保対策協議会	
34		農業畜産課	延岡市農業再生協議会	
35		農業畜産課	延岡市農業再生協議会(ベストミックス実証事業)	○
36		農業畜産課	延岡市農業再生協議会(産地生産基盤パワーアップ事業)	
37		農業畜産課	延岡市農業再生協議会(粟草等産地確立事業)	○
38		農業畜産課	延岡市市民農園運営協議会	○
39		林務課	延岡市有害鳥獣対策協議会	
40		林務課	延岡市野生鳥獣被害対策協議会	
41		林務課	延岡市みどり推進会議	○
42		林務課	東臼杵北部地区林業研究グループ連絡協議会	○
43		林務課	延岡市資源循環型林業推進協議会	
44		水産課	延岡市水産物産地販売強化推進協議会	
45		水産課	宮崎県北河川増殖協会	

No.	部局等	所管課室名	準公金団体名	書類審査・実地調査 (○が実施団体)
46	商工観光部	観光戦略課	ひむか遊パークウミウラ推進委員会	
47		観光戦略課	のぼりざるフェスタ実行委員会	
48		観光戦略課	スピリチュアルひむか観光協議会	
49		観光戦略課	延岡ふるさとツーリズム協議会	
50		観光戦略課	東九州バス化構想推進協議会	
51		観光戦略課	東九州バス化構想延岡推進協議会	
52		観光戦略課	おいしい革命実行委員会	○
53		工業振興課	延岡・ミャンマー友好会	
54		工業振興課	延岡経済リンケージ協議会	○
55		メディカルタウン推進室	宮崎県北部医療関連産業振興等協議会	
56	都市建設部	都市計画課	延岡市花と緑のまちづくり推進協議会	
57		土木課	延岡「川びらき」実行委員会	○
58		土木課	五ヶ瀬川水系河川改修並びに国道10号整備促進期成会	○
59		建築指導課	延岡市住まいづくり協議会	○
60		高速道対策課	東九州自動車道建設促進宮崎県央北部期成会	○
61		高速道対策課	九州中央自動車道建設促進期成会	○
62		高速道対策課	九州中央自動車道建設促進期成会(看板積立金)	○
63		高速道対策課	九州中央自動車道建設促進延岡期成会	○
64		高速道対策課	道づくりを考える延岡女性の会	○
65		高速道対策課	全国みちづくり女性ネット	○
66	北方総合支所	北方・地域振興課	干支の町フェスティバル推進協議会	
67		北方・地域振興課	北方まちづくり協議会	○
68		北方・地域振興課	延岡市消防団第4支団	○
69		北方・産業建設課	県道215号板上曾木線整備促進期成同盟会	
70		北方・産業建設課	北方町林業研究グループ連絡協議会	
71		北方・産業建設課	のべおか地域循環型経済研究・検討会議	○
72		北方・産業建設課	延岡市肉用牛各種品評会運営協議会(北方)	○
73	北浦総合支所	北浦・地域振興課	延岡市消防団第6支団	○
74		北浦・地域振興課	延岡市北浦地区区長会	○
75		北浦・地域振興課	北浦町特産品開発協議会	○
76		北浦・地域振興課	きたうら納涼花火大会実行委員会	
77		北浦・地域振興課	海鮮!山鮮!きたうら市!実行委員会	
78		北浦・地域振興課	北浦まちづくり協議会	○
79		北浦・産業建設課	延岡市肉用牛各種品評会運営協議会(北浦)	○
80	北川総合支所	北川・地域振興課	延岡市消防団第5支団(一般会計)	○
81		北川・地域振興課	延岡市消防団第5支団(特別会計)	○
82		北川・地域振興課	北川ホテルまつり実行委員会	○
83		北川・地域振興課	北川ふるさと夏まつり実行委員会	○
84		北川・地域振興課	北川町産業祭実行委員会	○
85		北川・地域振興課	北川地域伝統観光イベント実行委員会	○
86		北川・地域振興課	北川まちづくり協議会	○
87		北川・市民サービス課	延岡市北川町川を美しくする運動実行委員会	○
88		北川・産業建設課	北川町林業研究グループ連絡協議会	○
89		北川・産業建設課	北川町園芸組合	○
90	北川・産業建設課	延岡市肉用牛各種品評会運営協議会(北川)	○	

No.	部局等	所管課室名	準公金団体名	書類審査・実地調査 (○が実施団体)
91	消防本部	総務課	宮崎県消防協会延岡支部	
92		予防課	延岡市幼少年婦人防火委員会	○
93		予防課	延岡市少年消防クラブ連絡協議会	
94		予防課	延岡地区危険物安全協会	○
95		警防課	延岡市自主防災組織連絡協議会	
96	教育委員会	教委・総務課	宮崎県東臼杵地方教育委員会連絡協議会	○
97		学校教育課	教科用図書北部採択地区協議会	○
98		保健体育課	延岡市学校保健会	○
99		保健体育課	延岡西日本マラソン大会	
100		保健体育課	天下一のべおか中学駅伝実行委員会	
101		保健体育課	アスリートタウンのべおか国際合宿等推進協議会	
102		社会教育課	延岡市青少年育成連絡会議	○
103		社会教育課	のべおか子どもセンター	○
104		社会教育課	延岡市ジュニアリーダークラブ	○
105		社会教育課	延岡市青年団体協議会	
106		社会教育課	北部社会教育委員連絡協議会	○
107		文化課	延岡市美術展覧会実行委員会	○
108		文化課	若山牧水延岡顕彰会	○
109		文化課	延岡市野生動物研究会	○
110		文化課	延岡市歴史資料調査会	○
111		国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室	第35回国民文化祭、第20回全国障害者芸術・文化祭 延岡市実行委員会	
112		北方分室	延岡市文化連盟北方支部	○
113		北浦分室	北浦さくらマラソン実行委員会	
114		北浦分室	北浦地区子ども会育成連絡協議会	○
115	北浦分室	延岡市スポーツ協会北浦支部	○	
116	北川分室	北川町文化祭実行委員会	○	
117	北川分室	北川地区子ども会育成連絡協議会	○	
118	北川分室	延岡市スポーツ協会北川支部	○	
119	北川分室	七福神わかあゆロードレース大会実行委員会	○	
120	議会事務局	議会事務局	九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会	
121		議会事務局	九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会	○
122		議会事務局	延岡市議会議員互助共済会	○
123		議会事務局	森林・林業・林産業活性化推進延岡市議会議員連盟	○
124		議会事務局	市制20周年記念議員文庫	○
125		議会事務局	延岡市議会議員OB会	○
126	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	宮崎県市町村選挙管理委員会連合会東臼杵支会	
127	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局(全国農業新聞の普及事務)	○